

独立行政法人 福祉医療機構（非特定）

所在地 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9・10階
電話番号 03-3438-0211 郵便番号 105-8486
ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

根拠法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）

主務府省 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局総務課、労働基準局労災補償部労災保険業務課

設立年月日 平成15年10月1日

沿革 昭29.4 社会福祉事業振興会 → (*)
昭35.7 医療金融公庫

(*) → 昭60.1 社会福祉・医療事業団 → 平15.10 独立行政法人福祉医療機構

目的 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。

上記の目的のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

業務の範囲 1. 社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。2. 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他政令で定める法人に対し、病院等の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。3. 指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。4. 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。5. 身体上又は精神上の障害があることにより

日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であって政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。6. 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。7. 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。8. 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。9. 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。10. 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を行うこと。11. 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。12. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。13. 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。14. 上記 1 から 13 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと等。

財務及び予算の状況

<資本金> 1, 516, 417 百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 25～29 年度)	平成 25 年度予算
収 入	運営費交付金	20,013	3,353
	国庫補助金	143,409	26,653
	社会福祉振興助成費補助金	8,430	1,686
	給付費補助金	134,979	24,967
	利子補給金	27,593	5,946
	福祉医療貸付事業収入		
	福祉医療貸付金利息	271,685	47,304
	経営指導事業収入	187	37
	福祉保健医療情報サービス事業収入	12	2
	退職手当共済事業収入	392,774	76,255
	掛金	253,925	47,537
	都道府県補助金	138,710	28,698

	退職手当給付費支払資金戻入	0	—
	給付費支払資金運用等収入	140	20
	心身障害者扶養保険事業収入	165,864	33,781
	保険料収入	36,190	8,009
	保険金	61,511	12,445
	特別給付金	379	82
	弔慰金	0	0
	信託運用収入	1,784	345
	扶養保険資金戻入	66,000	12,901
	年金担保貸付事業収入		
	年金担保貸付金利息	12,393	2,268
	労災年金担保貸付事業収入		
	労災年金担保貸付金利息	175	31
	承継債権管理回収業務収入	186,370	45,265
	承継債権貸付金利息	186,361	45,263
	手数料収入	9	2
	利息収入	872	331
	雑収入	82	16
	計	1,221,431	241,243
支 出	福祉医療貸付事業費	300,395	53,039
	支払利息	299,542	52,867
	業務委託費	403	91
	債券発行諸費	451	81
	東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費		
	支払利息	574	122
	社会福祉振興助成金	8,430	1,686
	退職手当共済事業費	524,023	97,491
	退職手当給付金	512,228	93,676
	退職手当給付費支払資金繰入	11,795	3,815
	心身障害者扶養保険事業費	165,864	33,781
	支払保険料	36,190	8,009
	年金給付保険金	66,000	12,901
	弔慰金給付保険金	379	82
	特別弔慰金給付金	0	0
	扶養保険資金繰入	63,295	12,790
	年金担保貸付事業費	10,966	2,290
	支払利息	1,778	454
	業務委託費	8,720	1,754
	債券発行諸費	468	82
	労災年金担保貸付事業費		
	業務委託費	133	27
	業務経費	18,670	3,402
	福祉医療貸付業務経費	3,058	364
	経営指導業務経費	482	59
	福祉保健医療情報サービス業務経費	2,078	250
	社会福祉振興助成業務経費	413	58
	退職手当共済業務経費	1,708	284
	心身障害者扶養保険業務経費	114	37
	年金担保貸付業務経費	387	72
	労災年金担保貸付業務経費	8	3
	承継債権管理回収業務経費	10,422	2,274
	一般管理費	1,903	394
人件費	13,194	2,601	
計	1,044,153	194,833	

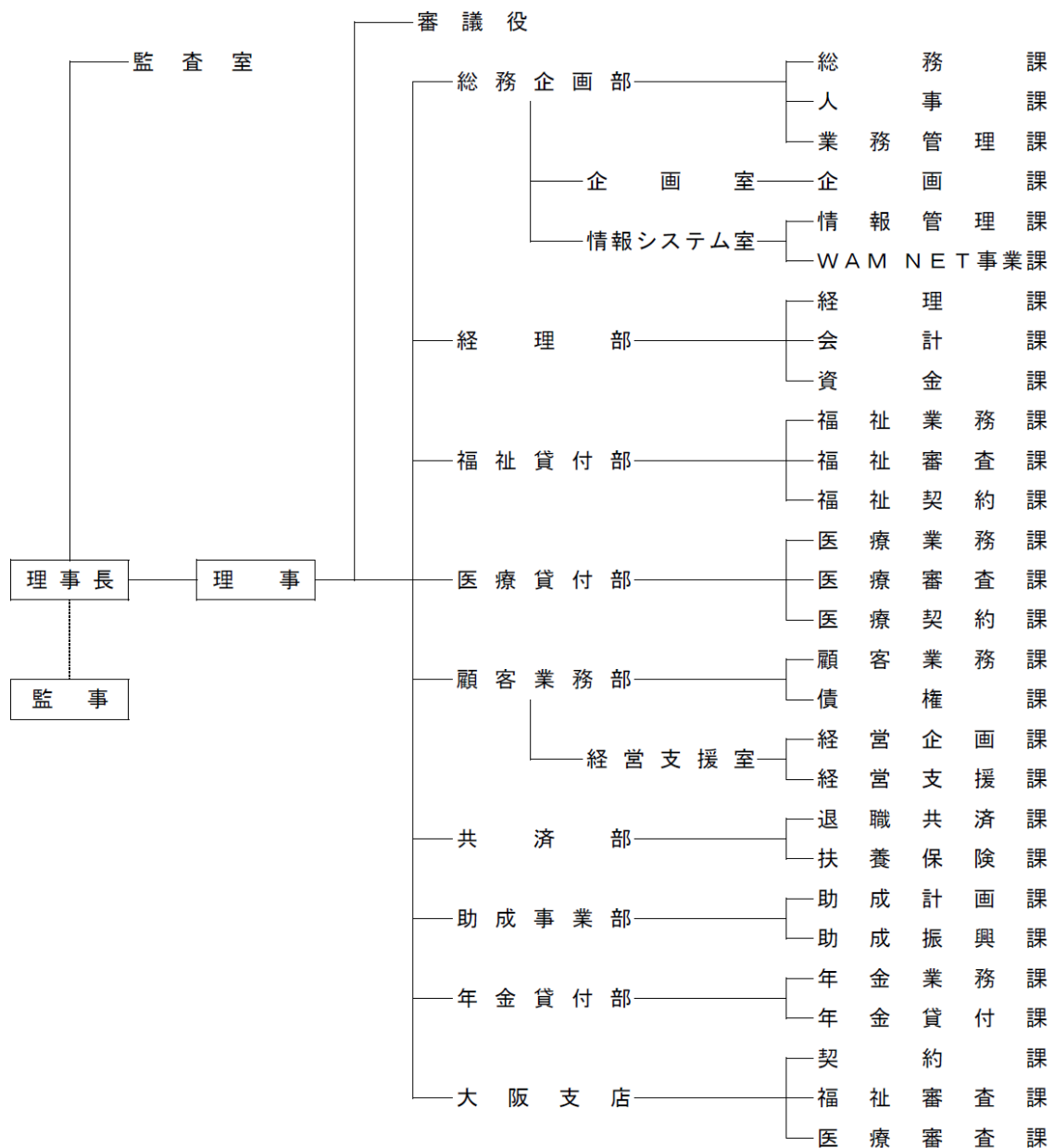
<短期借入金の限度額> 117,400百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 長野 洋 (理事・定数4人以内・任期2年) 須田 康幸、長尾 恵吉、宮地 薫 (監事・定数2人・任期2年) 太田 克芳、(非常勤) 丸田 康男

<職員数> 288人 (常勤259人、非常勤29人)

<組織図>



中期目標

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年とする。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 業務管理（リスク管理）の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化するなど、ガバナンスの更なる高度化を図ること。

なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。

また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

(3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。

③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

(注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。
- (3) 福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。
なお、併せ貸しの普及にあたっては、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施すること。
- (3) 医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関に提供すること。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 貸付債権の適正な管理
福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区別に適切な管理を行うこと。
- (2) 債権悪化の未然防止の取組
 - ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むこと。
 - ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。
- (3) 経営が悪化した貸付先等への対応
 - ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援すること。
 - ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会

福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。
ただし、民間と競合しない企画立案を行い、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。
また、機構が有する病院等の経営指導のノウハウについては、民間金融機関等へ普及を行うこと。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。特に、福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。
- (3) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。
- (2) 外部有識者からなる委員会による助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図ること。
また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。
- (3) 助成を行った事業については、外部有識者からなる委員会において評価方針を定め、事後評価を行うこと。
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映すること。
- (4) 助成事業が、円滑に実施され、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
- (5) 事業評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図

ること。

(2) 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。

(3) 業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率の確保を目標とすること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては以下の点に留意すること。

- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努めること。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。

(3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。

また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。

- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努めること。
- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産(不要財産)を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

【独立行政法人福祉医療機構】

貸借対照表
(平成25年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		9,912,443,990
金銭の信託		67,499,323,963
有価証券		307,200,000,000
1年以内回収予定長期貸付金		429,031,588,024
未収収益		9,518,334,005
未収入金		455,854,430
未収財源措置予定額		3,730,724,955
その他		481,368,131
貸倒引当金		△ 216,399,004
流動資産合計		827,613,238,494
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	1,215,922,974	
減価償却累計額	△ 389,110,578	826,812,396
構築物	712,196	
減価償却累計額	△ 676,586	35,610
車両運搬具	7,329,695	
減価償却累計額	△ 5,525,702	1,803,993
工具器具備品	394,806,333	
減価償却累計額	△ 189,939,390	204,866,943
土地	887,800,000	
減損損失累計額	△ 23,921,410	863,878,590
有形固定資産合計		1,897,397,532
2 無形固定資産		
ソフトウェア		863,913,773
電話加入権		1,001,000
無形固定資産合計		864,914,773
3 投資その他の資産		
長期貸付金		4,118,088,808,191
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権		27,141,317,272
敷金・保証金		724,899,672
貸倒引当金		△ 17,821,264,690
投資その他の資産合計		4,128,133,760,445
固定資産合計		4,130,896,072,750
資産合計		4,958,509,311,244
負債の部		
I 流動負債		
預り補助金等		3,385,175,474
短期借入金		1,740,000,000
1年以内償還予定福祉医療機構債券	64,000,000,000	
債券発行差額	△ 50,852	63,999,949,148
1年以内返済予定長期借入金		269,627,074,000
未払金		854,710,230
未払費用		10,769,134,118
預り金		466,932,074
引当金		
賞与引当金		26,779,664
その他		526,603,250
流動負債合計		351,396,357,958
II 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金		817,400,083
福祉医療機構債券	346,000,000,000	
債券発行差額	△ 24,812,484	345,975,187,516
長期借入金		2,607,451,444,000
引当金		
退職給付引当金		1,174,706,093
その他		16,468,620
固定負債合計		2,955,435,206,312
III 法令に基づく引当金等		
退職手当給付費支払資金		21,696,414,368
心身障害者扶養保険責任準備金		77,440,449,120
法令に基づく引当金等合計		99,136,863,488
負債合計		3,405,968,427,758
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金		1,516,416,865,125
資本金合計		1,516,416,865,125
II 資本剰余金		
資本剰余金		△ 673,396,023
損益外減価償却累計額		△ 430,885,351
損益外減損損失累計額		△ 23,921,410
資本剰余金合計		△ 1,128,202,784
III 利益剰余金		
利益剰余金合計		37,252,221,145
純資産合計		1,552,540,883,486
負債純資産合計		4,958,509,311,244

損益計算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常費用		
福祉医療貸付業務費		
人件費	754,606,518	
借入金利息	50,809,612,879	
債券利息	4,070,647,709	
債券発行諸費	93,614,860	
業務委託費	109,632,394	
福祉医療貸付業務経費	438,019,744	
減価償却費	149,335,569	56,425,469,673
経営指導業務費		
人件費	122,815,077	
経営指導業務経費	79,044,828	
減価償却費	53,718,723	255,578,628
福祉保健医療情報サービス業務費		
人件費	49,499,472	
福祉保健医療情報サービス業務経費	330,685,368	
減価償却費	35,998,930	416,183,770
社会福祉振興助成業務費		
人件費	136,180,329	
社会福祉振興助成費	1,789,400,352	
社会福祉振興助成業務経費	67,545,248	
減価償却費	12,685,876	2,005,811,805
退職手当共済業務費		
人件費	117,406,696	
退職手当給付金	92,980,215,101	
払戻金	178,800	
退職手当共済業務経費	289,103,109	
減価償却費	23,777,267	93,410,680,973
心身障害者扶養保険業務費		
人件費	43,918,593	
支払保険料	8,413,128,500	
給付金	12,685,945,000	
心身障害者扶養保険業務経費	18,507,624	
減価償却費	2,538,378	21,164,038,095
年金担保貸付業務費		
人件費	83,866,187	
借入金利息	15,279,757	
債券利息	487,108,611	
債券発行諸費	62,257,963	
業務委託費	1,703,502,265	
年金担保貸付業務経費	66,299,330	
減価償却費	34,295,881	
賞与引当金繰入	7,171,205	
退職給付引当金繰入	79,656,935	
貸倒引当金繰入	16,913,011	2,556,351,145
労災年金担保貸付業務費		
人件費	1,711,799	
業務委託費	27,787,714	
労災年金担保貸付業務経費	1,545,944	
減価償却費	697,722	
賞与引当金繰入	146,350	
退職給付引当金繰入	1,625,197	33,514,726
承継債権管理回収業務費		
人件費	135,474,877	
承継債権管理回収業務経費	2,388,622,120	
減価償却費	49,549,778	
賞与引当金繰入	11,567,788	
退職給付引当金繰入	90,182,989	
貸倒引当金繰入	5,218,913	2,680,616,465
一般管理費		
人件費	727,023,118	
管理経費	355,528,382	
減価償却費	22,439,160	
賞与引当金繰入	7,894,321	
退職給付引当金繰入	58,418,719	1,171,303,700
雑損		4,669,915
経常費用合計		180,124,218,895
経常収益		
運営費交付金収益		3,656,047,667
福祉医療貸付事業収入		51,032,289,168
経営指導事業収入		38,435,886
福祉保健医療情報サービス事業収入		8,358,000
退職手当共済事業収入		
掛金	45,831,070,175	
返納金	3,335,310	
給付費支払資金運用等収入	23,322,512	45,857,727,997
心身障害者扶養保険事業収入		
受取保険料	8,413,128,500	
保険金	12,650,745,000	
金銭の信託等運用益	4,682,419,917	25,746,293,417
年金担保貸付事業収入		2,571,160,777
労災年金担保貸付事業収入		34,635,131
承継債権管理回収業務収入		
年金住宅資金等貸付金利息	50,697,667,928	
手数料収入	2,166,150	50,699,834,078
補助金等収益		
国庫補助金収益	26,819,023,315	
都道府県補助金収益	21,296,319,239	
利子補給金収益	2,711,583,211	50,826,925,765
財源措置予定額収益		3,730,724,955
資産見返運営費交付金戻入		285,500,577
財務収益		
受取利息		400,666,099
雑益		20,689,793
経常収益合計		234,909,289,310
経常利益		54,785,070,415
臨時損失		
退職手当給付費支払資金繰入	2,937,478,963	
心身障害者扶養保険責任準備金繰入	1,339,366,060	4,276,845,023
臨時利益		
貸倒引当金戻入	1,375,893,059	
退職手当給付費支払資金戻入	3,477,673	1,379,370,732
当期純利益		51,887,596,124
前中期目標期間繰越積立金取崩額		12,716,861
当期総利益		51,900,312,985

